監査結果に関する措置状況報告書

報　告　番　号：報告監５の第15号
監 査 の 対 象：令和４年度監査委員監査　水防事務組合に関する事務
所　管　所　属：契約管財局
通　　知　　日：令和６年５月10日

指摘№	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 （予定日）
1	水防事務組合に対する減免について改善を求めたもの 今回の監査において、各水防事務組合に対する減免状況を確認したところ、本市において、同じ用途にも関わらず、各水防事務組合に対し異なる減免率を適用している状況であった。 【指摘事項】 管財事務の総合調整を行う契約管財局は、本市の各水防事務組合に対する減免の取扱いの統一に向けて、各水防事務組合への負担金を支出している建設局等の関係所属が減免指針を適切に運用できるよう調整を図られたい。なお、協議内容等は記録し、関係所属と共有されたい。	・各水防事務組合は、本市が担うべき水防事務を行う特別地方公共団体であり、相手方及び使用用途からすると、減免指針に照らして使用料・貸付料は免除で統一することが妥当と考えられるため、建設局からの免除に関する見解を示した文書に基づき減免を行うことにより、令和６年度から関係所属の減免率を統一するように建設局と協議・調整を行った。 ・結果、使用料・貸付料の免除が適切である旨の文書を建設局より発出するという対応で同意を得、これに基づき、令和６年度より、いずれの関係所属においても、各水防事務組合への使用料・貸付料を免除することとなった。 ・なお、その際、建設局との協議内容等は記録し、関係所属と共有した。	措置済	令和６年３月29日